

## Q4 設置の許可は必要ですか？

認知症カフェを設置すること自体には、許可は必要ありません。

ただし、茶菓や食事を提供する場合、営利目的ではなくても、食品衛生法に基づき飲食店営業などの営業許可が必要となることがあります。一般には、茶菓や食事を地域の人など不特定または多数の人に提供し、調理をしている場合（インスタントコーヒーを入れたり、果物を切ったりするだけでも調理をしたことになりす）は許可が必要です。早めに最寄りの健康福祉事務所（保健所）にご相談ください。

認知症の人やその家族の個人情報やプライバシーの保護に十分注意しましょう。

## Q5 行政の支援はありますか？

市町の中には、認知症カフェの設置や運営への助成などを行っているところがあります。また、専門職や認知症サポーターの紹介といった協力をしてもらえる場合がありますので、近くの市町にお問い合わせください。

また兵庫県では、県内企業・事業所等での認知症サポーター養成を支援しています。

詳しくは県ホームページの「ひょうご認知症サポート店（事業所等）」をご覧ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/tennponintisyou.html>

兵庫県 健康福祉部 少子高齢局 高齢対策課

電話：078-341-7711（内線2948）

兵庫県ホームページ「認知症施策の総合的な推進」

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/nintisyou.html>



29健P2-011A4

名称は、「認知症カフェ」に限らず、誰もが参加しやすい、親しみのある名称で開催しているところもあります。

# 認知症カフェ Q & A

## 広げよう認知症の支援の輪

地域で認知症の人やその家族を支える場として、近年、認知症カフェが増えています。

この小冊子は、認知症カフェの活動に参加される方をはじめとして、医療や介護の関係者、行政職員、認知症サポーター、さらに広く県民の皆様が、認知症カフェへの理解を深め、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりに役立てていただくために作成したものです。



平成29年4月  
兵庫県高齢対策課

## Q1 認知症カフェとは何ですか？

認知症カフェは、認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」であり、認知症の人やその家族が相談ができ、安心して過ごせる「地域の居場所」です。

活動の内容は様々ですが、一般には、認知症の人やその家族同士が情報交換したり、医療や介護の専門職に相談をしたり、地域の人と交流したりします。体操、手工芸や園芸療法などが行われているところもあります。

## Q2 どのように運営されていますか？

認知症カフェは、公的な制度に基づくものではありません。市町や地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関や介護事業所、NPO法人、当事者団体、さらには喫茶店など、様々な主体により取組が広がっています。兵庫県の調査では、平成29年3月現在で県内41市町に337か所が設置されています。

※兵庫県ホームページに一覧表(一部除く)掲載  
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/nintisyocafe.html>



認知症カフェを運営するためには、活動場所、運営資金、支援人材が必要です。

活動場所としては、地域包括支援センター、介護事業所や医療機関の一室、公民館や集会所、民家や店舗などが活用されています。

運営資金としては、利用者負担(飲食物の実費など)、法人などの自己資金、行政や財団からの助成金などが充てられているようです。

支援人材としては、医療や介護の専門職だけでなく、認知症サポーター、ボランティア、民生委員なども参加しています。このほか、開催頻度は、週1回、月2回、月1回などとなっています。

## Q3 認知症カフェの特徴は何ですか？

認知症カフェは、**認知症の人やその家族、支援者や地域の人**が、**誰でも気軽に参加でき、専門職に相談ができる**ことが、従来のサロンや家族会との違いです。

- \* できるだけ参加条件や複雑な利用手続きを設けないことが望ましいです。
- \* 認知症カフェは、認知症の人やその家族が、社会とのつながりを持ち、自分たちの思いを語り合える場です。地域の人々の認知症への理解を深め、支援の輪を広げていくきっかけになります。

### 認知症カフェ：10の特徴

1. 認知症の人とその家族が安心して過ごせる場
2. 認知症の人とその家族がいつでも気軽に相談できる場
3. 認知症の人とその家族が自分たちの思いを吐き出せる場
4. 本人と家族の暮らしのリズム関係性を崩さずに利用できる場
5. 認知症の人とその家族の思いや希望が社会に発信される場
6. 一般住民が認知症の人やその家族と出会う場
7. 一般の地域住民が認知症のことや認知症ケアについて知る場
8. 専門職が本人や家族と平面で出会い、本人家族の別の側面を発見する場
9. 運営スタッフにとって、必要とされていることや、やりがいを感じる場
10. 地域住民にとって「自分が認知症になった時」に安心して利用できる場を知り、相互の輪を形成できる場

出典：認知症カフェのあり方と運営に関する調査研究事業報告書

